

妊婦のための支援給付のご案内

妊娠の産前産後期間における経済的負担を軽減し、安心して出産や子育てをしていただくために、令和7年4月から妊婦のための支援給付が開始しました。

1 支給対象者

令和7年4月1日以降に妊娠届を提出した方または、出産した方で、妊婦給付認定を受けた方

2 妊婦のための支援給付＜1回目＞

- 対象者：朝霞市内に住民登録がある方で、令和7年4月1日以降に妊娠している方
※妊娠とは、医療機関において胎児心拍が確認されていることをいいます
- 支給額：妊娠1回につき5万円(多胎妊娠でも一律同様)
- 支給時期：妊婦支給認定後
- 申請方法：妊娠届出時に配付する二次元コードから電子申請
- 申請期限：妊娠確定日から2年以内

3 妊婦のための支援給付＜2回目＞

- 朝霞市内に住民登録がある方で、令和7年4月1日以降に出産した方
- 支給額：胎児の数1人につき5万円
- 申請方法：新生児訪問時に配付する二次元コードから電子申請
- 申請期限：出産予定日の8週間前の日から数えて2年以内

4 支給時期

- 支給時期：申請からおおむね6～8週間程度で指定の銀行口座へ振り込みます
- 申請内容に不明な点がある場合は、朝霞市こども家庭課から問い合わせをさせていただきます
- 他の市町村ですでに受給している場合は、給付対象外となります
- 振込口座は、申請者(妊婦または産婦)名義の口座のみとなります

※医療機関で胎児心拍を確認後、令和7年4月1日以降に流産・死産・人工妊娠中絶をされた方も、1回目、2回目それぞれの給付の対象となりますので、朝霞市こども家庭課へお問合せください。



お問い合わせ
朝霞市こども家庭課こども家庭総務係
電話：048-423-4391